

CSO マネジメントアカデミー業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、佐賀県(以下「甲」という。)が委託業者(以下「乙」という。)に委託する、CSO マネジメントアカデミー業務を実施するために必要な事項を定める。

2 業務委託内容

(1)業務の目的

県が中間支援組織に対して行ったヒアリングで、資金調達や人材育成についての課題を抱え、組織力の低下に不安を抱えるCSOが多くあることが明らかとなった。

そのようなCSOを対象に、セミナー及びワークショップを通して、資金調達や人材育成が進展しない根本的な原因をCSO自身で深掘りし、解決方法を見出し、実践してもらい、随時個別にフォローアップを実施することで、組織課題の抜本的改善につなげる。

(2)業務方針

① 対象者

セミナー及びワークショップ：県内のCSO及びその関係者

改善に向けてのフォローアップ：上記セミナー及びワークショップの受講者

② 参加定員

・1講座あたり8団体程度の受講を目安とする。

セミナーを受講するだけでなく、セミナーの内容や改善計画を団体に持ち帰り共有していただくため、原則として各団体から2人以上で参加することとする。また、ワークショップやその後のフォローアップについて、各団体の段階に応じた手厚い支援を実現できるよう、少数団体での開催とする。

③ 開催回数

セミナー及びワークショップ：2回(講師招聘1回×2カ所)

改善に向けてのフォローアップ：随時(個別)

④ 年間予定

セミナー及びワークショップを令和7年6月までに、報告会を令和8年1月末までに開催することとする。

また、フォローアップは、セミナー及びワークショップ受講から報告会まで実施するものとする。

⑤ 1 講座あたりの時間

・終日(午前中:セミナー、午後:ワークショップ 予定)

⑥ 開催場所

・佐賀県内

⑦ 開催方法

- ・セミナー及びワークショップについては、リアル会場での開催とする。
- ・その後のフォローアップについては対面又はオンラインにより行う。
- ・報告会については、参加団体はリアル会場(やむを得ない場合はオンラインでも可)、講師はオンラインによる参加でも可とする。

⑧ 企画上の留意点

業務の目的達成のために効果的なセミナー及びワークショップの構成とし、会場・プログラム・講師など参加団体自身が自団体の資金調達や人材育成が進展しない根本的な原因を深掘りできるような内容にすること。また、フォローアップは、団体が策定した改善計画に沿って実践していく中で、必要に応じて、随時、個別対応をすること。

(3) 業務内容

① セミナー及びワークショップの企画提案

参加団体自身が自団体の根本的な原因を深掘りするため、参加団体の選定方法・会場・プログラム・講師など、セミナー及びワークショップの構成について提案をすること。また、セミナー及びワークショップ参加団体はその後の、改善計画の策定、実践、報告会まで意欲的に取り組めるような仕組みについても提案をすること。

② 講師等との各種調整等

講師の選定、スケジュール調整、プログラムの調整・講師謝金の支払い等、セミナーや報告会が円滑に実施できるよう入念に各種調整等を行うこと。

③ 会場の確保・設備・物品等の手配

会場の確保や会場管理者等との調整を行うとともに、セミナー及びワークショップ、報告会の開催に必要な設備・物品等の手配を行うこと。

④ 参加団体の選定

参加団体募集のため、県内のCSOへ効果的な広報を行うこと。

⑤ 受付業務全般の実施

参加申し込みの受付・名簿の作成・オンラインによる参加者への URL や資料等の送付など受付業務全般を行うこと。

⑥ 開催当日の業務

開催当日の講師等の対応や会場設営、会場運営、全体調整等を行うこと。

⑦ 実施後の紹介業務

講座に参加できなかった県内CSOへ、講座を受講した団体の成果の紹介等をCSOポータルやSNS等を活用して行うこと。

(4) 報告書の作成、提出

事業実施者は、委託業務完了後10日以内または令和8年(2026年)3月31日までに、事業実績報告書以下①~⑧を作成の上、県に提出すること。

①業務全体の実施概要

②広報業務の実施内容

③セミナー及びワークショップの開催結果

④参加団体の課題分析結果

⑤参加団体の改善計画

⑥参加団体の改善に向けて行った支援内容

⑦報告会の議事録

⑧その他業務の実施状況が具体的に把握できるよう、必要に応じて追加すること。

(5) 事業の実施期間

報告会までを、令和8年(2026年)1月末までに終了すること。

(6) 委託費の返還

甲は、乙が事業の実施にあたり、契約書及び仕様書で定める事項に反した場合には、委託契約額の

一部又は全部を返還させる権利を有する。

(7)その他

- ① 本業務により知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。
- ② 本業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)についてはその損害が甲の責に帰する理由による場合を除き、自己の責任において処理しなければならない。
- ③ 本業務の実施に際して、事故が発生した場合には直ちにその旨を甲に報告すること。
- ④ 本業務について甲から報告を求めるときは、速やかに対応すること。